



春の彼岸

三月十七日(木)〜二十三日(水)

お彼岸には、お塔婆を立ててご先祖に対して感謝の気持ちを込め、墓参致しましょう。平成十七年は酉年。十二支に鶏(にわとり)が当てられています。その鶏にまつわることわざがたくさんあります。

●一鶏鳴けば万鶏歌う

一羽の鶏が鳴くと、それにならって他の多くの鶏が鳴き出すと言う意味ですが、人間も同じで、一人の人間が何か言いだすと、他の人間も、それに追いつくことが多い。

●家鶏を厭い野雉を愛す

家で飼っているにわとりを軽んじて、野生のキジを重くみると言う意味ですが、これは人間が身近なものを見下し、珍しいものを大切にす傾向がある事を戒めたことわざです。今の世は人間が付和雷同し、他人をうらやんだ結果としか思えない犯罪や悪しき風潮が蔓延してしまっています。

●鶏群の一鶏

鶏の群の中に鶏が一羽いると言う意味ですが、多くの平凡な人の中に、ただ一人優れた人がいる事をたとえています。混乱した今の世を、その気概とプライドをもって生き抜く姿勢を持ちたいものです。

日蓮聖人遺訓①

「親によき物を与えんと思いて、せめてする事なくば、一日に二・三度笑みて向かえとなり」(上野殿御消息)
親孝行というものは物質的なものではない。温かい思いやりある心こそ大切である事を教示してお言葉です。



水戸 寶清寺

平成十七年度分より、管理料の納入方法が、変更されました。

- 1、平成十七年度管理料は前年度の終わり(三月)に納めて戴く事になっております。
 - 2、郵便局の自動払込を申込まれた方の払込に掛かる費用は宝清寺が負担します。
 - 3、従来通り、他金融機関より振り込みをされる方は、平成十七年度分の払込より、毎年三月に管理事務所より郵送していた管理料の振り込み用紙を郵送致しませんので、金融機関に備えてある用紙をご利用になり、お振り込み下さるようお願い致します。
- 振込先 郵便局 記号 一〇一〇〇
番号 八二七六〇七一
名義 イシイ センソウ
- ※振込手数料は従来通り、本人負担とさせていただきます。

住職ひと口法話①

たちばな新聞も五十一号を発行する事になりました。五十一号から、宗祖日蓮聖人の遺訓及び、住職のひと口法話を連載する事に致しました。是非、お読み戴ければ幸いです。人として生きる一番の喜びは、健康で、他の人の役に立っている事ではないでしょうか。財産が、欲望の頼りになり、お金を貯めるのが一番の喜びだと考える人もいますが、欲望には限りがありません。ドイツの哲学者ショーペンハウエルが「富みは海の水に似ている。それを飲めば飲むほど、のどが乾いてくる。」と言っています。物やお金を求めるときの満足感には限りがありません。法華経には「少欲知足」、欲をおさえてわずかなことにも満足をおぼえるようになりなさいとたしなめています。日蓮聖人は「一人に物を施せば自分の助けとなります。たとえ人の為に火をともしれば自分の前も明るくなるようなものです。」(食物三徳之事)と教示しています。人を生かしてこそ自分が生かされ、自分を生かすことにより他を生かす事ができるのです。

身延山五重塔の寄附

身延山五重塔建立奉賛会より、五重塔再建の寄附の依頼があり、当山関係の皆様方にお願ひ致しましたところ、平成十七年二月末日までに、一〇二名の方から、総額一、六〇〇、〇〇〇円の浄財が寄せられました。住職として、お檀家の皆様や橋本苑ご使用の皆様にご協力を戴き、一人でも多くの皆様の気持ちを集めて目標額の五、〇〇〇、〇〇〇円を達成したいと考えています。

秋川仏教会

平成十七年度の団参旅行は、長谷寺を中心に、高野山、室生寺など、前年度と同時期に実施できるよう検討し、六月に資料が配付される予定が決まりました。資料が出来次第配布いたしますので振替の参加をお願い致します。

訃報 筆頭総代沼利二様逝去

平成十六年六月に総代に就任された沼利二様が平成十六年十二月三日に逝去されました。後任の総代には実兄の沼利兵衛様にご就任戴きましたので宜しくお願ひ致します。

いざと言いために困らないために!

日頃は日常生活の煩雑さに追われて、ご先祖の事やお寺の事を考えることから遠ざかっているのが現実です。いざと言ったときに困らないために、お彼岸の時期をお墓に関するお寺との契約状況や葬儀の場合、菩提寺に斎場があることを踏まえて、先ず、菩提寺の住職の都合を聞く等の手順を考える機会にして戴き、より良いご供養を心がけ、無用な混乱やトラブルを避けるよう、ご家族で話し合う機会にして戴ければと思います。

寺務員が処理致します。今から自動払込を希望される方、又、郵便局自動払込利用申込用紙を紛失された方は、管理事務所にお申し出下さい。今からでも手続きできます。

4、直接持参される方は、従来通り、寺務員が処理致します。今から自動払込を希望される方、又、郵便局自動払込利用申込用紙を紛失された方は、管理事務所にお申し出下さい。今からでも手続きできます。

寺務員が処理致します。今から自動払込を希望される方、又、郵便局自動払込利用申込用紙を紛失された方は、管理事務所にお申し出下さい。今からでも手続きできます。

寺務員が処理致します。今から自動払込を希望される方、又、郵便局自動払込利用申込用紙を紛失された方は、管理事務所にお申し出下さい。今からでも手続きできます。

寺務員が処理致します。今から自動払込を希望される方、又、郵便局自動払込利用申込用紙を紛失された方は、管理事務所にお申し出下さい。今からでも手続きできます。